

## 資料 - 2 アクション・プログラム実行推進委員会に関する組織

### 内閣

#### アクション・プログラム実行推進委員会

( H 5 . 8 . 13 閣議決定、H 10.12.15 一部改正、H 12.12.26 一部改正 )

委員長 内閣官房長官

副委員長 内閣官房副長官（事務）

内閣府事務次官

委員 その他全省庁事務次官、警察庁長官及び金融庁長官

庶務：内閣官房（内閣府協力）

#### 基準・認証制度部会

部会長 内閣官房長官

副部会長 内閣官房副長官（事務）

総務事務次官

内閣府事務次官

委員 外務事務次官

財務事務次官

厚生労働事務次官

農林水産事務次官

経済産業事務次官

国土交通事務次官

環境事務次官

警察庁長官

#### 関係局長会議

主宰 内閣府政策統括官

( 基準・認証、輸入プロセスに係る

ものにあっては内閣官房副長官補 )

庶務：内閣府（基準・認証、輸入プロセス

に係るものにあっては内閣官房 )

庶務：内閣官房（内閣府協力）